

（スライド 6-7）

01 について、ポーランドの雇用主またはポーランドの受入企業は、外国人労働者の関連契約書を提出する必要があるということですか？前者の場合は現地の雇用契約、後者の場合は外国の雇用主（例 日本の本社）との雇用契約書でしょうか？また、02 について、これらの契約書はポーランドの雇用主またはポーランドの受入企業によって正式に翻訳され、保管される必要がありますか？

>> 整理すると以下ようになります。

就労タイプ	契約書	雇用契約の言語	対応義務
現地雇用契約による就労	現地雇用契約	ポーランド語および英語	そのまま移民局に提出
		英語	宣誓（公式）翻訳を付して移民局に提出
日本の雇用契約による就労（派遣）	日本の雇用契約	英語あるいは日本語	宣誓（公式）翻訳を付して移民局に提出

（スライド 20-21）

図の最初の行にある「Entrusting Work」の定義は何ですか？最も重要なのは「雇用」と理解してよろしいでしょうか？

>> はい、就労許可証タイプ A（現在施行法を待っており、許可証タイプの正式名称は変更される可能性があることをご承知おきください）は、外国人がポーランドの法人に現地雇用契約に基づいて就労する場合に適用されます。

2 番目の項目にある「Specific Function」の例を挙げていただけますか？ポーランド共和国登録局（KRS）に登録されている取締役が、実際にポーランドで取締役として勤務している場合などでしょうか？

>> はい、ご理解の通り、このタイプの労働許可証は、ポーランド企業の KRS に登録されている取締役などの役職に任命されている外国人に適用されます。

3 番目の項目には、「企業グループ内派遣の場合には、派遣元と受入国の間で直接的または間接的な所有権または共同経営（少なくとも 50%）など垂直的な資本関係が必要である」と記載されていますが、これは新しい要件でしょうか？

>> 本改正法の内容としてはそのように解釈しておりますが、実務上どのように扱われるかは施行法を待つ必要があります。

ご存知のとおり、多くの外国企業はポーランドでの就労許可と居住許可の手続きの遅延に苦しんでいます。

>> はい、その通りです。手続きの所要期間は入国管理局によって異なりますが、一般的に、管理局は非常に混雑しているため、労働許可発行までの所要期間は非常に長くなっています。

（スライド 24～25）

01 で言及されているリストについてですが、いつ、誰が発行するのか教えていただけますか？

>> 経済開発省が既にリストを発行しています。複数の日本企業が含まれています。以下のリンクをご覧ください。

[Wykaz przedsiębiorców o istotnym znaczeniu dla gospodarki narodowej - Ministerstwo Rozwoju i Technologii - Portal Gov.pl](https://portal.gov.pl/pl/aktualnosci/wykaz-przedsiębiorców-o-istotnym-znaczeniu-dla-gospodarki-narodowej)

（スライド 26-27）

実は、「統合就労・居住許可」についてはあまり詳しく知りませんでした。就労許可と居住許可は別々の許可だと思っていました。「統合就労・居住許可」とは何ですか？誰が取得できるのですか？

>> 統合就労・居住許可は居住許可の一種で、ポーランドの事業体と雇用契約を結んでいる外国人のみが取得できます。この居住許可を保有している場合は、別途、労働許可を取得する必要はありません。

01 についてですが、現行の規定でも、駐在員が入籍を終了してポーランドを離れる際に、当局に通知する必要があるということですか？

>> いいえ、派遣された外国人は、現地雇用契約を有しないため、統合就労・居住許可を取得できませんので、これには該当しません。